

平成22年7月1日

共同運営電子調達サービスで  
入札参加資格の登録をされた事業者の皆様へ  
(継続申請のお知らせ)

**「入札参加資格」と「電子証明書」の有効期限にご注意ください。**

継続申請につきましては、サービス開始当初から電子調達サービスのマニュアルや「お知らせ」などに掲示してご案内をしてきましたが、資格有効期限内に「継続申請」の手続きを行い承認されなかった場合、競争入札参加資格が無くなり競争入札（競争見積）などに参加できなくなりますのでご注意ください。

(この場合、資格審査サービス及び電子入札サービスへのログインができなくなり、入札参加資格の継続申請や電子入札等の手続きについても一切行えなくなります。そのため、継続申請の承認が受けられなかった場合は、新規登録申請をしていただくこととなります。)

**この「継続申請」手続きは、引き続き登録を希望する間は、今後毎年行う必要があります。**

また、「継続申請」の基本的な手順は、当初の資格審査申請と同様ですが、申請から承認までには郵送書類の送付を含めて日数がかかりますので、下記の手順や注意事項などを確認したうえで、お早めに更新手続きを行ってください。

## 記

### 1 資格有効期限の確認

平成22年5月より「競争入札参加資格審査受付票」の「資格有効期限」欄でも確認できるようになりました。

なお、資格有効期限は、「電子調達トップメニュー」から、「資格審査申請」に進み、ログイン（PIN入力）後の「ログイン画面」にて確認することができます。

### 2 入札参加資格の有効期限と継続申請について

登録申請した月の直前の決算月の翌月から1年8箇月の末日が、共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格の資格有効期限です。

### 【別表】有効期限と継続申請期間

決算月	有効期限	継続申請期間
1月	9月末日まで	2月から 9月まで
2月	10月末日まで	3月から10月まで
3月	11月末日まで	4月から11月まで
4月	12月末日まで	5月から12月まで
5月	1月末日まで	6月から 1月まで
6月	2月末日まで	7月から 2月まで
7月	3月末日まで	8月から 3月まで
8月	4月末日まで	9月から 4月まで
9月	5月末日まで	10月から 5月まで
10月	6月末日まで	11月から 6月まで
11月	7月末日まで	12月から 7月まで
12月	8月末日まで	1月から 8月まで

【例】12月決算の事業者が2010年4月に登録申請した場合は、2011年8月末日が有効期限となり、継続申請の期間は2011年1月から8月となります。

※個人事業者は、12月が決算月になります。

### 3 「継続申請」の手順

「品買入れ等（建設工事等）競争入札参加資格申請の手引き」（以下「手引き」といいます。）は、共同運営電子調達サービスサイト（[https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu\\_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp](https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp)）のトップページから、「マニュアル」→「資格審査申請」と進むとダウンロードできます。

2頁「1申請の種類」で「継続申請」の内容を、10頁「2登録申請手順のフロー」〈継続申請の方〉で「継続申請」の手順を確認のうえ、15頁「6申請プログラムの取得」（1）「申請プログラムのダウンロード」から申請手続を始めてください。

#### 4 「継続申請」時の注意

- (1) 前回申請時の申請プログラムがまだパソコンに保存してある場合は、削除（又はファイル名を変更）してから継続申請用のプログラムをダウンロードしてください。
- (2) 郵送書類送付後1週間を目安に、申請の審査結果を確認してください。審査結果の確認は、「資格審査申請」にログイン→PIN番号入力→「OK」をクリック後、『物品（工事）トップページ』画面の「7 申請内容の確認について」で確認することができます。なお、審査結果は、審査完了後、登録されたメールアドレスに自動通知されます。
- (3) 資格有効期限までに継続申請した場合であっても、期限までに承認されなかったときは新規申請となります。
- (4) 申請先自治体及び営業種目（業種）の追加は継続申請時のみ可能ですから、希望する方はこの機会に行ってください。（申請先自治体の取消も継続申請ではなく、先に取消申請を行ってから継続申請を行ってください。）
- (5) 変更申請をすべき項目（商号又は名称、代表者、所在地等です。詳細は「手引き」34頁（工事は41頁）「1 変更申請」をご覧ください。）に変更がある場合は、先に変更申請を行ってから継続申請を行ってください。
- (6) 建設工事等の競争入札参加資格で経審を必要とする業種については、直近の決算に基づく「経営事項審査データ」が必要です。経審データについては、許可行政庁から結果通知書がお手元に届いていても、データが更新されるまでには通常でも3週間から4週間かかります。そのため、決算後は「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査）」の申請手続きを早めに行ってください。

#### 5 必要書類の郵送

継続申請をされる方は、下記の書類等で必要となるものを申請データ送信後速やかに審査担当自治体に郵送する必要がありますので、予めご確認をお願いします。

（詳細は「手引き」28頁（工事は34頁）「9 必要書類の郵送」をご覧ください。）

#### 【必要書類の例】

- 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） [正本]
- ※ 個人の場合は、身分証明書と登記事項証明書 [正本]

●財務諸表

※建設工事等で経審を必要とする業種については不要。

●法人税の納税証明書（その1） [正本]

※個人の場合は，所得税の納税証明書（その1） [正本]

●消費税及び地方消費税の納税証明書（その1） [正本]

●法人事業税の納税証明書 [正本]

6 電子証明書についてのお知らせ

平成22年5月から，東京電子自治体共同運営の電子調達システムでも，電子入札コアシステム対応認証局発行のICカード電子証明書が利用できるようになりました。今までのFD電子証明書は工事と物品それぞれに電子証明書が必要になりますが，ICカード電子証明書は一枚で，工事と物品の両方に資格審査申請を行うことができます。

FD電子証明書は，平成24年10月1日以降，使用できなくなりますのでご注意ください。

なお，平成22年5月から平成24年9月末日までの期間は，どちらも使用できます。

（詳細は，「手引き」11頁「1電子証明書の取得」をご覧ください。）

7 行政書士の代理申請機能について

平成22年5月から，入札参加資格申請について行政書士による代理申請機能が追加され，行政書士は，日本商工会議所発行の行政書士専用電子証明書を用いて，事業者の入札参加資格に関する手続きを代理で行うことができるようになりました。

行政書士が事業者の代理人として入札参加資格申請を行う際には，「資格審査申請操作手順書（行政書士）」をご覧ください，必ず電子調達サービス上で代理権を設定した上で，申請を行ってください。

詳しくは，「マニュアル」→「資格審査申請」→「資格審査申請操作手順書（行政書士）」をご覧ください。

8 問合せ

調布市総務部契約課契約係

TEL042-481-7166～8/FAX042-481-7136

E-mail : keiyaku@w2.city.chofu.tokyo.jp